

防火設備定期検査業務特記仕様書

1 業務概要

本業務は、建築基準法第 12 条第 3 項の規定による防火設備の調査・検査を行うとともに、それに伴う書類の作成及び手続き等、報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

2 検査対象設備

大阪市立科学館に設置されている防火設備（防火シャッター・防火扉）とし、その他の設備（換気設備・排煙設備・非常用照明設備・昇降機設備）は含まない。

対象設備の数量は別紙「防火設備数量内訳」により、対象設備の位置等は、別紙 2 の参考図面による。

3 業務内容

(1) 防火設備の調査・検査

ア 検査は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）によることとし、検査項目・判定基準は「平成 28 年国土交通省告示第 723 号（防火設備）」、及び「防火設備定期検査業務基準」（最新版：発行「一般財団法人 日本建築防災協会」）によること。

イ 一級建築士もしくは二級建築士、又は防火設備検査員の資格を有する者を、検査担当者として配置し実施すること。

(2) 報告書の作成及び提出

ア 検査結果報告書を所定の様式で作成し、特定行政庁へ必要図書を必要部数提出すること。また、副本を発注者に提出すること。

イ 特定行政庁への検査結果報告書の提出は、提出期限までに行うこと。

4 その他

(1) 調査・検査にかかる費用及び特定行政庁への提出に伴う手数料他一切の費用は、受注者の負担とする。

(2) 受注者が業務の実施にあたり作成した、書類及び電磁的記録媒体等一切の図書の著作権及び所有権は発注者に帰属するものとし、契約の満了時には速やかに受注者は発注者に引き渡すこと。

防火設備数量内訳

名 称	仕 様・型 式	数量	単位	摘 要
防火扉設備法定	4階	13	台	
検査業務	3階	10	台	
	2階	9	台	
	1階	6	台	
	地階	5	台	
	小計	43	台	
防火シャッター	4階	21	台	
設備検査業務費	3階	16	台	
	2階	7	台	
	1階	12	台	
	地階	16	台	
	小計	72	台	
受信機連動操作作業費		1	式	
書類作成費		1	式	特定行政庁届出含む

各階の内訳数量は、次表 1、2 の小内訳数量による

1. 小内訳数量

名 称	仕 様・型 式	数量	単位	———
防火扉検査				
(4階)	北西階段附室	3	台	
	非常用エレベータホール	3	台	
	南西階段附室	3	台	
	展示室東前室(北)	1	台	
	展示室東階段附室	2	台	
	展示室東前室(南)	1	台	
(3階)	北西階段附室	3	台	
	非常用エレベータホール	3	台	
	南西階段附室	3	台	
	展示室東(サイエンスバックヤード)	1	台	
(2階)	北西階段附室	3	台	
	非常用エレベータホール	3	台	
	南西階段附室	3	台	
(1階)	北西階段室	1	台	
	南西階段室	3	台	
	ホワイエ上部(学天則裏)	2	台	
(地階)	駐車場側前室	2	台	
	エスカレータ	1	台	
	プラネタリウム西階段	1	台	
	プラネタリウム東階段	1	台	

2. 小内訳数量

名 称	仕 様・型 式	数量	単位	——
防火シャッター検査				
(4階)	展示室北	7	台	
	展示室北西	2	台	
	展示室西	3	台	
	展示室南西	2	台	
	シースルーエレベータホール	2	台	
	展示室南	5	台	
(3階)	展示室北	3	台	
	展示室南	4	台	
	渡廊下	4	台	
	展示室東(サイエンスコーナー)	5	台	
(2階)	展示室北西	3	台	
	展示室南西	4	台	
(1階)	エントランスホール北	1	台	
	展示室北西	5	台	
	展示室南	4	台	
	エントランスホール南	1	台	
	ホワイエ上部	1	台	
(地階)	アトリウム北	3	台	
	アトリウム西	4	台	
	アトリウム南	1	台	
	アトリウム東	5	台	
	エスカレータ	3	台	